

会 議 録		令和 5 年 9 月 27 日 作成	令和 9 年 3 月 末 日 廃 棄
会議名	京都府京丹後警察署協議会（令和 5 年度第 2 回）		
開催日	令和 5 年 9 月 27 日（水曜日）		
時 間	午前10時から午前11時45分までの間（105分）		
場 所	京都府京丹後市内		
出席者	田中会長、西村副会長、上田委員、堀江委員、池部委員、藤原委員、 細野委員 （欠席 山下委員、志水委員） 計 7 人		
	署長、副署長、生活安全課長、地域課長、交通課長、広聴相談係長 計 6 人		
諮 問 事 項	住民要望実現化プロセスについて		
会 議 内 容	<p>1 協議 <span style="float: right;">司会 会長</span></p> <p>(1) 諮問事項説明</p> <p style="padding-left: 2em;">地域住民からの要望により実現した</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横断歩道の補修予定場所（峰山町五箇）</li> </ul> <p style="padding-left: 2em;">の現場視察と説明～交通課長</p> <p>【委員】横断歩道のペイントの幅は決まっているのか。また、横断歩道の手前の停止線の位置が左右で統一されていないのはなぜか。</p> <p>【警察】横断歩道の標示部分と非標示部分は、45～50センチメートルずつの幅が規格となっている。停止線の位置は、道路形状などに応じて安全に停止できる位置に設置している。</p> <p>【委員】「府民協働型インフラ保全事業」の住民要望に対し、警察が個別に現場確認して対応していることがよく分かったが、要望が実現するまでに、どれくらいの期間がかかるのか。</p> <p>【警察】「府民協働型インフラ保全事業」は、京都府が年度ごとに行う施策であることから、原則年度内に完了する。</p> <p>【委員】要望が不採択になった場合、要望した人に連絡されるのか。実現するかどうか分からないまま、放置されることはないか。</p>		

会 議  
内 容

【警察】不採択の場合は、理由が文書で送られてくるほか、要望提出時に、電話説明の希望を選択でき、ホームページにも結果公表される。

【委員】最近の横断歩道は両端に白線がないのはなぜか。以前は、両端に白線があったため見やすかったように思う。

【警察】委員指摘のとおり、横断歩道両端に白線があることでドライバーから見やすいというメリットがある。しかし、雨天時は水が溜まりやすく、スリップする危険性が高まるなどのデメリットもあるため、両端に白線がない横断歩道が主流である。

【委員】例えば、横断歩道補修要望の場合、横断歩道だけでなく手前の「ひし形」標示等も併せて補修することで、事故防止の効果が高まると思うので、一緒に上申してほしい。

【警察】横断歩道の場合、停止線や「ひし形」などの道路標示もワンセットで点検している。今後も、現場実態に応じた最善の方法で対応する。

(2) 諮問事項説明

地域住民からの要望により実現した

・通学路における歩行者妨害違反取締り実現場所（峰山町新町）

の現場視察と説明～地域課長、交通課長

【委員】交通事故防止に交通取締りの効果が高いことがよく分かった。今も制服の警察官がいるだけで、通行車両の速度が極端に落ちているように感じる。警察業務の中で、単に道路に立つという勤務は可能か。

【警察】交通の要所などに立って警戒する「立番」という勤務がある。交通取締りが難しい場所などで効果的であると考えます。

【委員】最近、交差点で方向指示器を出さずに曲がる高齢ドライバーを見掛け、こちらが曲がるタイミングを逃してしまったり、なかなか道路を横断できないということがあった。

【警察】高齢ドライバーが多い京丹後では、相手が方向指示器通りに走行するという「思い込み運転」は、交通事故の原因になり得る。危険を前提とした「かもしれない運転」で事故防止を心掛けていただきたい。

また、安全に道路を横断する方法として、特に子どもを対象に、「合図横断」の実践を指導しているが、是非、大人の方も実践して子どもの手本となっていただきたい。

【委員】違反者の中には、横断歩道は歩行者優先ということを忘れている者もいると思う。免許更新時に再認識させるべきではないか。

【警察】あらゆる機会を通じて交通安全教育を実施していく。

【委員】警察の管轄ではないかもしれないが、通学路によくある「飛び出し坊や」を新たに設置することはできないか。

【警察】「飛び出し坊や」は、PTAや自治会が設置していることが多い。

道路に看板や掲示物を設置する場合、地権者の許可が必要になることや、逆に視認性を妨げることもあるため、設置による効果や設置の必要性などを十分吟味して判断することが望ましい。

【委員】交通取締りは、決まった日以外に行うことがあるか。

【警察】交通取締りの予定は、公表しているものもあるが、天候や道路工事の影響などにより時間や場所を変更することがある。また、公表していない場所での取締りを行うこともある。

【委員】この場所には、通学路を示す緑色の線が引かれていないが、ここにも緑色の線を引くことは可能か。

【警察】通学路を示す緑色の線は、警察ではなく道路管理者が設置しており、学校からの距離や児童の通学実態など、一定の基準に基づいて設置されている。この場所は、児童が横断で利用するのみであることから、設置の基準対象外と思われる。

【委員】交通取締りは確かに重要であるが、制服の警察官が立っているだけでも抑止力が高い。地元での口コミもすぐに広がり、速度が抑制されると思うので、継続して警察官に立っていただきたい。

【警察】交通取締りや立番などを組み合わせた長期的な対応を行っていく。

【委員】以前、他府県警察で可搬式オービスのダミーを設置すると効果があると報道されていたが、交通取締りのふりをすることは法律上問題ないか。

【警察】交通取締り用の機材を模したダミーを使用することは、速度抑制や運転手に緊張感を与える効果があり、問題ないと考える。

【委員】この道路は、追越し禁止であるが、速度を守っていると次々追いつかれる。そもそも、追越し禁止の道路標示が消えかけているのが問題ではないか。

【警察】補修の必要性や優先順位を判断し、上申の検討を行うこととする。

## 2 事務連絡

令和5年度第3回京丹後警察署協議会は、令和5年12月に実施予定である。

以上

## 第2回京都府京丹後警察署協議会の開催状況

